

特定車両に係る貸渡約款特約

第1条（利用規約の適用）

本特約は、タイムズモビリティネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）の定めるタイムズカーレンタル貸渡約款（以下「貸渡約款」といいます。）の特約として、貸渡約款に基づく当社の貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）の借受人および運転者のうち、第2条に定める資格を保有する者に適用されるものです。

第2条（特定車両の利用資格）

本特約の適用対象となる借受人および運転者は、以下の各号の全てに該当する者のみとします。

- （1）パーク24株式会社が運営するタイムズクラブの会員であること。
- （2）レンタカー借受時の満年齢が25歳以上であること。
- （3）有効なクレジットカードを保有していること。
- （4）日本の普通自動車免許を3年以上保有していること。

第3条（レンタカー）

前条各号に該当する借受人および運転者は、当社が別途定める車両（以下「特定車両」といいます。）を借り受け、運転することができます。

第4条（利用条件）

借受人および運転者は、特定車両を借り受けて運転する場合、以下の各号の規定に従うものとします。

- （1）特定車両の貸渡料金の決済は、クレジット精算のみとします。
- （2）出発店舗と異なる店舗への乗捨てはできません。
- （3）特定車両の使用にあたり、以下の行為を禁止します。
 - ① サーキット走行、競技走行をすること。
 - ② 海岸、河川敷、オフロードを走行すること。
 - ③ 当社の承諾を得ることなく、借受期間中にドライブレコーダーの設定変更・脱着をすること、電源を切ること、記録媒体を取り出すこと、その他ドライブレコーダーの正常な動作を妨げること。

第5条（補償）

1. 特定車両の貸渡にあたり適用される補償は、貸渡約款第25条の定めには拘らず、以下のとおりとします。

- （1）対人補償無制限
- （2）対物補償無制限免責額5万円
- （3）車両補償時価免責額50万円
- （4）人身傷害補償1名につき3,000万円まで

2. 貸渡約款第16条により借受人、運転者の責に帰すべき事由により貸渡契約が終了したときに発生する特定車両修理期間中の営業補償は、本特約に基づく特定車両の貸渡においては免除するものとします。

第6条（貸渡契約の解除・拒絶）

1. 借受人、運転者が本特約に違反していることを当社が確認した場合、借受期間中であっても、当社は、当該貸渡契約を解除できるものとします。この場合、借受人に対する未利用期間に係る貸渡料金の免除は行わないものとします。
2. 借受人、運転者が本特約に違反した場合、貸渡約款第8条第1項第11号に基づき、当社は、借受人および運転者に対し、以降の貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

第7条（その他）

本特約に定めなき事項については、貸渡約款の規定が適用されるものとします。

2014年8月1日 制定
2015年4月21日 改定
2016年4月1日 改定
2017年1月27日 改定